

貯蓄預金規定 変更履歴

【改定日 令和3年7月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
<p>19. <u>(手数料の取扱い)</u></p>	<p><u>(1) 未利用口座管理手数料</u></p> <p><u>①未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。</u></p> <p><u>②この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p><u>③この預金口座が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落とします。</u></p> <p><u>④この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。なお、手数料の差額は請求いたしません。</u></p> <p><u>⑤引落としとなった未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u></p> <p><u>⑥解約された口座は再利用できません。</u></p> <p><u>(2) その他手数料</u></p> <p><u>①この預金の取引に関するその他の手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落としいたします。</u></p> <p><u>②前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約できるものとします。</u></p>	<p>=新設=</p>	<p>未利用口座管理手数料取扱い開始に伴う新設となります。</p>
<p>20. <u>(規定の変更)</u></p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>